



山形県公報

平成26年7月1日(火)
第2558号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……741
- 山形県草地開発事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(畜産振興課) ……同
- 漁業災害補償法に基づく加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……744
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……745

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……同
- 山形県労働委員会委員候補者の推薦……………(雇用対策課) ……同
- 警備員指導教育責任者講習の実施……………(公安委員会) ……746
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……748

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第626号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.45パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成26年4月9日から適用する。
- 平成26年4月9日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第627号

山形県草地開発事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県草地開発事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県草地開発事業補助金交付規程(昭和46年7月県告示第981号)の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、補助金の額は、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以内とする。

- (1) 草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)

## イ 飼料基盤集積整備事業

## (イ) 基本施設整備事業

草地整備改良、道路整備、用排水施設整備、雑用水施設整備、草地造成改良、野草地整備改良、放牧用林地整備、牧野樹林整備、水質汚染防止基盤整備、防災施設整備及び施設用地造成整備に要する経費の100分の50に相当する額

## (ロ) 利用施設整備事業

隔障物整備、家畜保護施設整備、電気導入施設整備、用排水施設整備、雑用水施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、水質汚染防止施設整備、衛生管理施設整備及び放牧馴致施設整備に要する経費の100分の50に相当する額

## ロ 再編整備事業

## (イ) 基本施設整備事業

草地整備改良、道路整備、用排水施設整備、雑用水施設整備、草地造成改良、野草地整備改良、放牧用林地整備、牧野樹林整備、水質汚染防止基盤整備、防災施設整備及び施設用地造成整備に要する経費の100分の50に相当する額

## (ロ) 利用施設整備事業

隔障物整備、家畜保護施設整備、電気導入施設整備、用排水施設整備、雑用水施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、肥飼料庫整備、家畜排せつ物処理施設整備、水質汚染防止施設整備、間伐材加工処理施設整備、衛生管理施設整備、放牧馴致施設整備、牧場用機械施設整備、農具庫整備及び燃料庫整備に要する経費の100分の50に相当する額

## ハ 水田地帯等担い手育成整備事業

## (イ) 基本施設整備事業

草地整備改良、道路整備、用排水施設整備、雑用水施設整備、草地造成改良、野草地整備改良、放牧用林地整備、牧野樹林整備、家畜排せつ物還元用農用地造成・整備、水質汚染防止基盤整備、防災施設整備及び施設用地造成整備に要する経費の100分の50に相当する額

## (ロ) 利用施設整備事業

隔障物整備、家畜保護施設整備、電気導入施設整備、用排水施設整備、雑用水施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、肥飼料庫整備、家畜排せつ物処理施設整備、水質汚染防止施設整備、衛生管理施設整備、放牧馴致施設整備、牧場用機械施設整備、農具庫整備及び燃料庫整備に要する経費の100分の50に相当する額

## (2) 畜産環境総合整備事業

## イ 資源リサイクル事業

## (イ) 基本施設整備事業

草地造成改良、草地整備改良、家畜排せつ物土地還元施設整備、水質汚染防止基盤整備、畜産施設用地造成整備、道路整備、用排水施設整備、隔障物整備、移転跡地の復元整備及び周辺環境基盤整備に要する経費の100分の50に相当する額

## (ロ) 利用施設整備事業

a 家畜排せつ物処理施設整備、地域有機質残さ等一体高度処理施設整備、エネルギー等副産物利用処理施設整備、家畜排せつ物燃焼処理施設整備、地域有機質残さ飼料化施設整備、水質汚染防止施設整備、バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備、たい肥土壌分析施設整備、水分調整資材収集製造施設整備、サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備、電気導入施設整備及びストックマネジメント事業に要する経費の100分の50（事業実施地区が畜産高密度地域であって別表のいずれかに該当するものである場合における、エネルギー等副産物利用処理施設整備、家畜排せつ物燃焼処理施設整備及びバイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備については、当該施設の整備に要する経費の100分の55）に相当する額

b その他施設整備に要する経費の3分の1に相当する額

## ロ 草地畜産活性化事業

## (イ) 基本施設整備事業

草地造成改良、草地整備改良、野草地整備改良、水質浄化林・浄化水路造成整備、草地景域活用活性化施設用地造成整備、施設周辺環境整備、家畜排せつ物土地還元施設整備、用排水施設整備、防災施設整備及び道路整備に要する経費の100分の50に相当する額

## (ロ) 利用施設整備事業

a 草地景域活用活性化施設整備、家畜排せつ物処理施設整備、電気導入施設整備、隔障物整備、家畜保護

施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、衛生管理施設整備、放牧馴致施設整備及び防護柵整備に要する経費の100分の50に相当する額

b 牧場用機械施設整備に要する経費の3分の1に相当する額

ハ 新技術活用地域環境改善事業

(イ) 基本施設整備事業

草地造成改良、草地整備改良、家畜排せつ物還元農用地造成整備、臭気対策施設用地造成整備、臭気対策施設用地造成整備に附帯する施設整備、用排水施設整備、雑用水施設整備及び防災施設整備に要する経費の100分の50に相当する額

(ロ) 利用施設整備事業

臭気対策施設の整備及び臭気対策施設の附帯施設整備に要する経費の100分の50に相当する額

(3) 附帯事務

前各号の事業に関する調査、設計、指導監督及び検査の事務に要する経費の100分の50に相当する額

第4条第1項の表中

畜産担い手育成総合整備事業（担い手支援型事業）、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）及び畜産担い手育成総合整備事業（水田地帯等担い手育成型事業）

を

畜産環境総合整備統合補助事業

草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）

に改め、同条第2項の表中

畜産環境総合整備事業

畜産担い手育成総合整備事業（担い手支援型事業）

を

草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）

に改

畜産環境総合整備統合補助事業

畜産環境総合整備事業

める。

別表を次のように改める。

別表

1 水質等規制地域

- (1) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第4条第1項の規定により指定された地域
- (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく排水基準の適用を受ける環境大臣が定める湖沼又は海域に流入する公共用水域等に係る地域
- (3) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により知事が指定する地域
- (4) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項の規定により指定された地域
- (5) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和55年条約第28号）第2条第1項の規定により指定された湿地に流入する地域（湿地の保全を促進するための計画が作成され又は作成されることが確実と見込まれる湿地に限る。）
- (6) 山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和45年7月県条例第41号）別表第1項に規定する排水基準の特例

を適用する区域

2 水道水源の上流域

3 クリプトスポリジウム等の人の健康に深刻な影響を与える病原性微生物の存在が公的機関において確認されている河川又は湖沼に流入する区域

別記様式第1号第2項の注書第1項を次のように改める。

- 1 2の(1)の「事業の区分」は、草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）飼料基盤集積整備事業、草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業、草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）水田地帯等担い手育成整備事業、畜産環境総合整備事業（資源リサイクル事業）、畜産環境総合整備事業（草地畜産活性化事業）、畜産環境総合整備事業（新技術活用地域環境改善事業）の別を記入すること。

別記様式第1号第3項第2号の注書第1項を次のように改める。

- 1 工種は、草地造成改良、草地整備改良、野草地整備改良、放牧用林地整備、道路整備、用排水施設整備、雑用水施設整備、施設用地造成整備、施設周辺環境整備、移転跡地の復元整備、周辺環境基盤整備、家畜排せつ物還元用農用地造成・整備、防災施設整備、隔障物整備、電気導入施設整備、家畜保護施設整備、飼肥料庫整備、農具庫整備、燃料庫整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備、牧野樹林整備、水質汚染防止基盤整備、牧場用機械施設整備、防護柵整備、衛生管理施設整備、放牧馴致施設整備、間伐材加工処理施設整備、水質浄化林・浄化水路の整備、草地景域活用活性化施設整備、地域有機質残さ等一体高度処理施設整備、エネルギー等副産物利用処理施設整備、家畜排せつ物燃焼処理施設整備、地域有機質残さ飼料化施設整備、バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備、たい肥土壌分析施設整備、水分調整資材収集製造施設整備、サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備、ストックマネジメント事業、臭気対策施設用地造成整備、臭気対策施設用地造成整備に付帯する施設整備、臭気対策施設の整備、臭気対策施設の整備の付帯施設整備、水質汚染防止施設整備、家畜排せつ物土地還元施設整備、畜産施設用地造成整備、草地景域活用活性化施設用地造成整備、その他施設整備及び農機具等導入の区分を記入すること。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県草地開発事業補助金交付規程の規定は、平成26年度分以後の補助金について適用する。

**山形県告示第628号**

平成18年1月県告示第17号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成26年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

2 法第104条第2号に掲げる漁業の項の表酒田市南部加入区の項漁業の区分の欄第1項中「漁業」を「漁業及び小型機船底びき網漁業」に改め、同表鶴岡市加茂加入区の項加入区の区域の欄中「鶴岡市金沢」を「鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢」に改め、同項漁業の区分の欄中第1項を削り、同欄第2項中「さけ小型定置漁業」を「小型定置漁業」に改め、同項を同欄第1項とし、同欄第3項中「鶴岡市金沢」を「鶴岡市湯野浜、宮沢及び金沢」に改め、同項を同欄第2項とし、同欄中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同欄第6項中「総トン数」を「小型機船底びき網漁業及び総トン数」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄第7項中「6まで」を「5まで」に改め、同項を同欄第6項とする。

**山形県告示第629号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営鶴沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営鶴沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
尾花沢市役所
- 縦覧に供する期間  
平成26年7月10日から同年8月8日まで
- その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第630号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
天童市高掬地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成26年6月30日から同年8月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、路線測量）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年6月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人九耀環境会議
  - (2) 代表者の氏名  
長沼 敏
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市金沢字大道上1835番119
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、当地域の公益に資する活動を行う団体として、地域住民及び関係する人々に対し、環境保全と災害救助活動ならびに職業能力の開発及び雇用機会の拡大を支援する事業などを行い、地域住民の生活福祉の安定に寄与するとともに市勢の向上をはかるシステムを構築することを目的とする。

山形県労働委員会の第43期委員の補欠の使用者委員を1名任命したいので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成26年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 推薦資格を有するもの  
山形県の区域内のみに組織を有する使用者団体
- 2 推薦される者の資格  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。

3 推薦手続

別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (1) 被推薦者の履歴書
- (2) 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
- (3) 推薦をする使用者団体の定款、団体規約等の写し

4 推薦期間

平成26年7月7日（月）から同月11日（金）まで

5 推薦書の提出先

商工労働観光部雇用対策課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

(電話番号 )

使用者団体名

代表者氏名

印

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の第43期委員の補欠の使用者委員の候補者の推薦の求めに応じ、当該委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 生年月日         | 住 所<br>(電話番号) | 連絡先<br>(電話番号) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|--------------|---------------|---------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日生 ( 歳 ) | 郵便番号          | 郵便番号          |     |     |     |

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成26年7月1日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 中 山 眞 一

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

2 講習の期間及び場所

| 区 分    | 期 間                         | 場 所                      |
|--------|-----------------------------|--------------------------|
| 新規取得講習 | 平成26年8月1日（金）から同月6日（水）までの6日間 | 山形市東古館123番地<br>協同の杜JA研修所 |
| 追加取得講習 | 平成26年8月4日（月）から同月6日（水）までの3日間 |                          |

3 受講対象者

| 区 分    | 受 講 対 象 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規取得講習 | <p>法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（旧検定規則第1条第1項に規定する交通誘導業務（以下「交通誘導業務」という。）に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（交通誘導業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> |
| 追加取得講習 | <p>当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込みを行う日において、上記(1)から(4)までのいずれかに該当するもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

4 定員

| 区 分    | 定 員 |
|--------|-----|
| 新規取得講習 | 30人 |
| 追加取得講習 | 15人 |

5 受講手続

(1) 事前申込み

受講希望者は、事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

イ 事前申込受付期間

平成26年7月7日（月）から同月11日（金）までの日の午前9時から午後4時まで

ロ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

ハ その他

事前申込者数が定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

(2) 受講申込書の提出

イ 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者にあつては居住地を管轄する警察署に、山形県外に居住する者にあつては山形県内の最寄りの警察署に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔

写真を貼付したもの）を直接持参すること。

| 区 分    | 書 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規取得講習 | (イ) 3の(1)に該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書<br>(ロ) 3の(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し<br>(ハ) 3の(3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面<br>(ニ) 3の(4)に該当する者 次の受講対象者の区分に応じ、それぞれに定める書面<br>a 旧1級検定に合格した者 旧1級検定の合格証の写し<br>b 旧2級検定に合格した者 旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面 |
| 追加取得講習 | (イ) 上記(イ)から(ニ)までに掲げる書類のいずれかの書類<br>(ロ) 指導教育責任者資格者証等の写し                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

ロ 提出期間

平成26年7月7日（月）から同月14日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

ハ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める額に相当する山形県証紙で納付すること。

なお、既納の受講手数料については還付しない。

| 区 分    | 額       |
|--------|---------|
| 新規取得講習 | 38,000円 |
| 追加取得講習 | 14,000円 |

6 その他

- (1) 講習は、一般社団法人山形県警備業協会（山形市馬見ヶ崎三丁目18番6号）に委託して実施し、追加取得講習は、新規取得講習と合同で実施する。
- (2) 講習受講に当たっては、新規取得講習にあつては初日の午前9時10分まで、追加取得講習にあつては初日の午後1時まで受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量  
山形県警察初動捜査支援システム機器（更新）の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部刑事部刑事企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成26年5月26日



- 4 落札者の名称及び所在地  
富士通リース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号
- 5 落札金額 3,391,632円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年4月11日

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤         | 正                   |
|-------------|------------|-----|------|-----------|---------------------|
| 平成26. 6. 10 | 第2552号     | 671 | 下から4 | 一般競争入札の公告 | 特定調達契約に係る落札者の<br>公告 |

平成26年7月1日印刷  
平成26年7月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056